

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

2-1 環境影響評価を実施しようとする地域

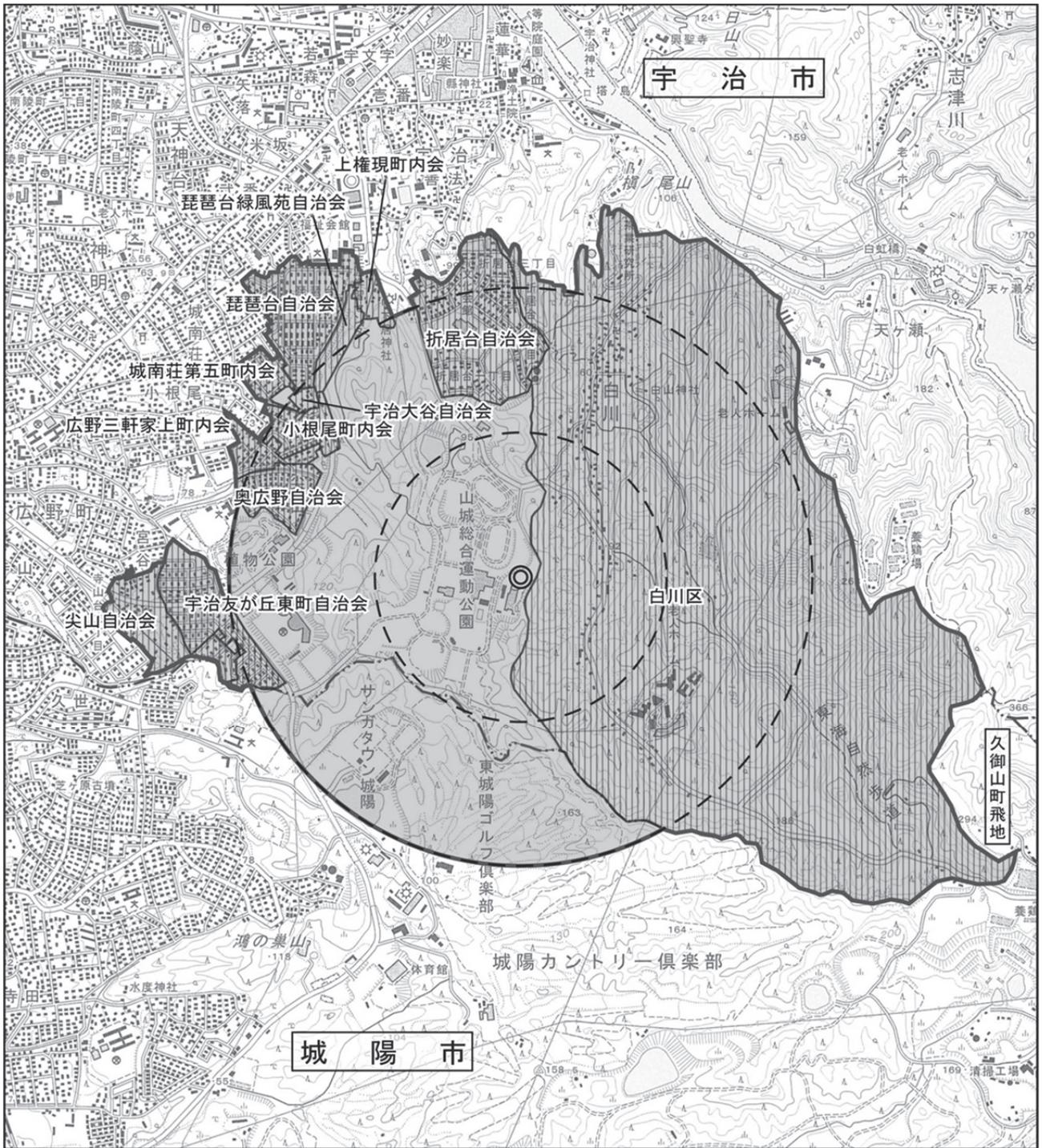
簡易な大気拡散予測を実施した結果、煙突排出ガスによる大気汚染物質の最大着地濃度地点（年平均値）が、事業計画地から約 0.6km 離れた付近であることから、その 2 倍の距離約 1.2km までが本事業による環境影響を受けるおそれがある地域と設定し、本事業に伴う環境影響評価を実施しようとする地域は、宇治市、城陽市の 2 市の内、事業計画地から半径約 1.2km の円内の範囲とし、及び自治会が地域コミュニティの中心となる組織であることを考慮して、その範囲に懸かる表 2-1.1 に掲げる自治会の区域を対象とし、その範囲を図 2-1.1 に示す。

表 2-1.1 環境影響評価を実施しようとする地域

市	区 域		
	自治会	大字	小字
宇治市	白川区	白川	宮ノ後・中ノ藪・山王ヶ谷・堂ノ山・笹原・川下・三西原・雉子ヶ谷・宮ノ前・山本・川上り谷・東山・植田・鍋倉山・栢尾・水落山・上明・牛岩・門口・端爪・打破・娑婆山
	折居台自治会	折居台	一丁目・二丁目・三丁目・四丁目
	琵琶台自治会	琵琶台	一丁目・二丁目・三丁目
	琵琶台緑風苑自治会		一丁目・二丁目
	上権現町内会	宇治	大谷の一部・下居の一部・琵琶の一部
	城南荘第五町内会		野神の一部・大谷の一部
	宇治大谷自治会		野神の一部・大谷の一部
	小根尾町内会	広野町	小根尾の一部
	奥広野自治会		尖山の一部
	広野三軒家上町内会		小根尾の一部・大開の一部
	宇治友が丘東町自治会		尖山の一部
	尖山自治会		尖山の一部・宮谷の一部
	該当自治会なし	大久保町	久保の一部
宇治		山王の一部・折居	
城陽市	該当自治会なし	広野町	八軒屋谷の一部
		久世	上大谷の一部・奥山の一部
		寺田	奥山の一部・大谷の一部

出典：「京都府・市町村共同統合型地理情報システム（GIS） 宇治市町内会・自治会マップ」
（京都府自治体情報化推進協議会ホームページ）

「1:10,000 都市計画図 宇治市全図 1（字切図）」（平成 18 年 3 月測図 宇治市）
「城陽市内字切図 1/25,000」（城陽市）をもとに作成



凡 例 ◎ 事業計画地 - - - 市町界

-  環境影響評価を実施しようとする地域の範囲
-  事業計画地から約1.2kmにかかる自治会



1:25,000

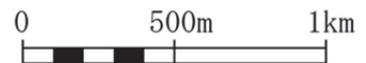


図 2-1.1 環境影響評価を実施しようとする地域の範囲

2-2 環境影響評価を実施しようとする地域の概況

2-2-1 自然的状況

(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

1) 一般的な気象の状況

事業計画地周辺の最寄り気象観測所である京田辺地域気象観測所では、1981年～2010年の年平均気温は14.9℃、年平均風速は1.5m/s、年降水量は1365.5mmとなっている。また、南南西の風が卓越した状況となっている。

折居清掃工場（現有施設）の建設にあたって実施した1981年12月～1982年11月の気象調査によると、事業計画地では、年平均風速は2.2m/s、風向は北東及び南西が卓越しており、大気安定度は中立状態（D）の出現が最も多く、強い不安定状態（A及びA-B）の出現は年間を通じて約10%程度である。

2) 大気質に係る環境の状況

宇治市域と城陽市域内において、京都府が設置する宇治局、城陽局、宇治市が設置する福角大気観測局等における測定結果は以下のとおりである。

① 二酸化硫黄

宇治市域における平成22～24年度の年平均値は、ほぼ横ばいで推移し、環境基準を満足している。

② 二酸化窒素

宇治市域、城陽市域における平成22～24年度の年平均値は、ほぼ横ばいか、やや減少傾向を示し、すべての測定局・観測局において環境基準を満足している。

③ 光化学オキシダント

宇治市域、城陽市域における平成22～24年度の年平均値（昼間）は、0.030～0.037ppmで推移し、いずれの測定局も環境基準を満足していない。また、宇治地域（宇治市、城陽市、久御山町）における光化学スモッグ注意報発令回数は、平成22年度6回、平成23年度1回、平成24年度1回であり、各年度とも被害の訴え者数は0件であった。

④ 浮遊粒子状物質

宇治市域、城陽市域における平成22～24年度の年平均値は、ほぼ横ばいか、やや減少傾向を示している。また、平成23年度の国道24号測定局及び城陽測定局で長期的評価において環境基準を満足していないが、この他の測定局、この他の年度は長期的評価において環境基準を満足している。

⑤ 一酸化炭素

宇治市域、城陽市域における平成22～24年度の年平均値は、ほぼ横ばいで推移しており、宇治市域の日平均値の2%除外値は、環境基準値を下回っている。

⑥ その他

宇治市域における平成 21～24 年度の大気中のダイオキシン類は、環境基準値を下回っている。

国道 24 号（宇治市）における平成 22～24 年度のベンゼンは、環境基準値を下回っている。

3) 騒音に係る環境の状況

① 自動車騒音

事業計画地周辺の宇治市内の 5 カ所の測定地点では、2 地点で環境基準を超過しているが、すべての地点で要請限度値は下回っている。城陽市内における事業計画地周辺の評価結果によると、昼間・夜間とも環境基準を達成した住居の割合（環境基準達成率）は 95.8% となっている。

また、事業計画地周辺では、「長谷山清掃工場更新事業に係る環境影響評価書」（平成 15 年 12 月 城南衛生管理組合）において、宇治市白川鍋倉山、宇治市宇治折居での測定結果が示されている。両地点とも環境基準に係る地域及び要請限度に係る区域が指定された場所ではないため、参考までに第 1 種住居地域等の基準と比較すると、いずれも環境基準値を上回ったものの、要請限度値は下回っている。

② 環境騒音

事業計画地周辺の宇治市内 3 カ所、城陽市内 5 カ所のすべての測定地点で環境基準を下回っている。

4) 振動に係る環境の状況

事業計画地周辺の宇治市内の 5 地点では、いずれの地点も要請限度値を下回っている。

また、事業計画地周辺では、「長谷山清掃工場更新事業に係る環境影響評価書」において、宇治市白川鍋倉山、宇治市宇治折居での測定結果が示されている。両地点とも要請限度に係る区域が指定された場所ではないため、参考までに第 1 種住居地域等の基準と比較すると、いずれも要請限度値を下回っている。

5) 悪臭に係る環境の状況

事業計画地周辺では、「長谷山清掃工場更新事業に係る環境影響評価書」において、宇治市白川鍋倉山での悪臭測定結果が示されており、悪臭物質濃度はすべて定量下限値未満であり、A 地域の規制基準値を下回っている。また、臭気指数は 10 未満の低い値となっている。

(2) 水象、水質、水底の底質その他水に係る環境の状況

1) 一般的な水象の状況

事業計画地周辺を流れる主な河川は、琵琶湖を水源とする宇治川があり、淀川水系に属している。宇治川は宇治田原町中央部から宇治市北側に向かって流下しており、多くの流

入河川がある。事業計画地周辺では、宇治川の支流として北側に折居川が、西側に中島川が、北東に寺川がある。

事業計画地の雨水排水の大部分は進入路側溝から山城総合運動公園（太陽が丘）の調整池を経由して、また一方ではごく一部が進入路側溝から市道宇治白川線の側溝を経由して、その後宇治市管理の雨水排水路から宇治川に流入している。

2) 水質に係る環境の状況

事業計画地周辺の宇治川において、宇治橋の平成 24 年度の水質測定結果によると、D0（溶存酸素量）、大腸菌群数で環境基準値を上回る場合があった他は、環境基準値を下回っている。また、天ヶ瀬ダムの平成 23 年度の河川中のダイオキシン類測定結果は、環境基準値を下回っている。

3) 水底の底質に係る環境の状況

事業計画地周辺では、天ヶ瀬ダムの平成 23 年度の河川底質中のダイオキシン類測定結果は、環境基準値を下回っている。

4) 地下水に係る環境の状況

事業計画地周辺では、城陽市寺田大川原地区の平成 24 年度の地下水の水質測定結果は、すべての項目で環境基準値を下回っている。

(3) 土壌及び地盤の状況

1) 土壌に係る環境の状況

平成 20～24 年度に、京都府が宇治市と城陽市で実施した土壌中ダイオキシン類の測定結果と、宇治市が実施した測定結果は、すべての測定場所で環境基準値を下回っている。

2) 地盤の状況

事業計画地周辺の地盤は、主に礫質堆積物で構成されている。

京都府では井戸本数・地下水揚水量実態調査（平成元年度実施）を行っており、その結果によると、宇治市が井戸本数 142 本、揚水量 95,363m³/日、城陽市が井戸本数 410 本、揚水量 106,436m³/日となっており、その主な用途は農業用や工業用等である。

(4) 地形及び地質の状況

1) 一般的な地形の状況

事業計画地の地形は丘陵地であり、人工改変地が南側に位置している。事業計画地の西側に位置する山城総合運動公園は、標高 80m～150m の丘陵地からなる公園となっており、隣接している宇治市植物公園も丘陵地である。なお、事業計画地の東側の南北に谷底平野・氾濫平野の低地がある。

2) 一般的な地質、堆積物の状況

事業計画地の地質は礫質堆積物であり、東側に砂質堆積物と、泥岩を主とし、チャート・砂岩のレンズ状岩体を含む硬岩がある。

3) 重要な地形、地質及び自然現象の分布及び特性

① 地形

「京都府自然環境目録」（平成 14 年 京都府）に掲載されている地形リストによると、事業計画地周辺では、事業計画地を含む宇治丘陵が掲載されている。

② 地質

「京都府自然環境目録」に掲載されている地質リストによると、事業計画地周辺では、事業計画地を含む宇治－城陽丘陵の大阪層群が掲載されている。

③ 自然現象

「京都府レッドデータブック」（平成 14 年 京都府）及び「京都府自然環境目録」（平成 14 年 京都府）に掲載されている自然リストの中に宇治市、城陽市の掲載はなかった。

(5) 動植物の生息または生育、植生及び生態系の状況

1) 動物

事業計画地周辺の広域的な哺乳類の分布状況によると、アナグマ、イノシシ、キツネ、ニホンザル、ニホンジカ及びタヌキが確認されている。

宇治市内では、「天ヶ瀬ダムダム 暮らしを支える“まちのオアシス”」（国土交通省淀川ダム統管理事務所天ヶ瀬ダム管理支所）によると、天ヶ瀬ダム湖及び周辺では、哺乳類ではホンドリカ及びタヌキ等 7 目 12 科 19 種、鳥類ではカワウ、オシドリ、メジロ、ホオジロ等の多数の水鳥や小鳥が確認される等、多様な動物相の存在が確認されている。また、「第 4 回自然環境保全基礎調査 京都府自然環境情報図」（平成 7 年 環境庁）によると、宇治塔川付近においてコシアカツバメ及びヒメアマツバメの集団ねぐらが確認されている。

なお、地元有識者の情報によると、宇治川周辺では夏鳥であるツバメ、コシアカツバメ、イワツバメ及び一部留鳥のヒメアマツバメの越冬個体が確認されている。また、「関西の駅のツバメの巣調査」（平成 24 年 大阪市立自然史博物館）によると、調査した平成 24 年は京阪宇治駅でツバメ及びコシアカツバメの営巣が確認されている。

城陽市内では、「城陽市動植物環境調査報告書 [公表版]」（平成 13 年 城陽市）によると、鴻の巣山一帯及び大谷川上流では、社叢林、二次林、公園、河川沿い及び住宅地等の環境に生息する動物相が確認されている。

2) 植物

① 植物相

宇治市内では、天ヶ瀬ダム湖及び周辺では重要種としてはマルバノサトウガラシ、オ

オヒキヨモギ、ナツエビネ等 101 種が確認されている。

城陽市内では、鴻の巣山では、社叢林や二次林も存在するが公園化されているため逸出種や帰化種が比較的多く確認されている。大谷川上流では、人為的影響の中でも生育できる在来種や帰化種が比較的多く確認されている。

② 植生

事業計画地付近から南側にかけては、山城総合運動公園やゴルフ場として開発された芝地や植栽となっており、事業計画地西側の平地は、広く市街地となっている。

事業計画地東側の丘陵部では、アベマキーコナラ群集やモチツツジーアカマツ群集のほか、竹林が拡大しており、丘陵部の低地の一部は果樹園や水田として利用されている。自然植生としては、宇治川沿いの急斜面がアラカシ群落となっており、一部にカナメモチーコジイ群集が残されているが、面積は限られたものとなっている。

③ 名木・古木

事業計画地周辺において、宇治市内では、白川地区の「白山神社のもみの群生」や「白川、娑婆山のさざんか」等があり、城陽市内では、「大谷の千本立ちエノキ」や「鴻ノ巣山運動公園のウメ」等がある。

3) 生態系の概況

事業計画地の現況は、工場棟、管理棟、駐車場、道路及び人工緑地（広場）等により構成されており、常に人為的な影響を強く受けている場所である。したがって、人工的な環境に適応した種の生息は考えられるが、周辺の丘陵地と比較して生物相は乏しく、生物の生息基盤として好適な状況ではないと考えられる。

(6) 景観及び人と自然との触れ合い活動の状況

1) 景観の状況

事業計画地周辺の主要な眺望点としては、事業計画地の西側に山城総合運動公園（太陽が丘）があり、隣接している宇治市植物公園と一体となりスポーツ・文化を含めた総合的なレクリエーション活動の拠点として利用されている。また、事業計画地の東側には東海自然歩道がある。

また、事業計画地周辺の景観資源の状況として、「宇治市景観計画」（平成 20 年 宇治市）に定められた「景観計画重点区域」のうち、白川集落地区と白川集落周辺地区が事業計画地の東側に隣接している。

2) 人と自然との触れ合いの活動の状況

事業計画地周辺の主なレクリエーション施設等としては、事業計画地西隣に山城総合運動公園（太陽が丘）、西約 1 km に宇治市植物公園、東約 1 km に東海自然歩道、南西 2 km に城陽市総合運動公園（鴻ノ巣山運動公園）や鴻の巣山、北東約 2.5 km に天ヶ瀬ダムがある。

(7) その他の事項

宇治市、城陽市における平成 22～24 年度の典型 7 公害（大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下）に関する公害苦情件数は、宇治市及び城陽市では大気汚染、騒音、悪臭、水質汚濁に関する公害苦情の報告が多く、振動に関する公害苦情の報告は各年度とも 0～1 件と少なく、土壌汚染及び地盤沈下に関する公害苦情の報告はない。

2-2-2 社会的・文化的状況

(1) 人口及び産業の状況

1) 人口の状況

人口の推移についてみると、宇治市では平成23年に、いったん平成19年以来の減少が止まり増加に転じたが、平成24年は再び減少している。城陽市では減少が続いている。

また、事業計画地周辺の環境影響評価を実施しようとする地域における区域別人口・世帯数は、平成26年4月1日現在、小字単位でみると、宇治市では19,714人・8,028世帯、城陽市では2,646人・1,088世帯である。

2) 産業の状況

宇治市、城陽市における産業別人口の総数は減少しており、第1次産業、第2次産業及び第3次産業が減少し、分類不能の産業が増加している。なお、第3次産業は両市とも全体の約6割を占めている。

(2) 行政区画の状況

事業計画地は宇治市、城陽市の市界付近に位置しており、最寄り地区は、宇治市が白川地区、城陽市が久世地区及び寺田地区となっている。

(3) 土地利用の状況

1) 現在の土地利用

宇治市、城陽市における地目別土地面積は、平成24年1月1日現在、山林の占める割合が最も大きく、次いで宅地の順となっている。

また、事業計画地周辺の現況土地利用は、西側が山城総合運動公園（太陽が丘）、東側が山林、茶畑等となっている。

2) 将来の土地利用計画

事業計画地周辺の将来の土地利用計画については、新たな土地利用計画は確認できなかった。

(4) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用状況

1) 水面利用、その他の水利用の状況

事業計画地周辺の主な河川は、事業予定地の東側より北へ流れている宇治川がある。宇治川は一級河川で、管理主体は国土交通省である。

また、事業計画地の下流域である宇治市では、水道用水として一部、地下水を取水井で取水し利用している。

2) 漁業権の設定状況

事業計画地周辺の宇治川流域には内水面漁業権（京内共第6号）が設定されており、対象魚種はあゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類である。

(5) 交通の状況

1) 道路

事業計画地周辺における主要地方道としては、北側に東西に延びる大津南郷宇治線、宇治淀線、八幡宇治線があり、一般府道としては、南西側に山城総合運動公園城陽線が南北に延び、宇治小倉停車場線が北側で宇治淀線につながっている。また、宇治市道としては、北側から南北に延びる市道宇治白川線、西側から市道宇治白川線につながる市道下居大久保線、北側から市道宇治白川線につながる宇治橋若森線、西側で市道下居大久保線と山城総合運動公園城陽線をつなぐ市道城陽宇治線がある。

事業計画地周辺の自動車交通量調査結果によると、平成 22 年度における主要地方道の平日 24 時間の自動車交通量は、大津南郷宇治線で 8,034 台、宇治淀線で 17,098 台、八幡宇治線で 7,417 台、一般府道では、宇治小倉停車場線で 13,277 台、山城総合運動公園城陽線で約 13,760 台となっている。

なお、宇治市道については、「長谷山清掃工場更新事業に係る環境影響評価書」において、市道宇治白川線の 2 箇所を対象とした平成 13 年の測定結果が示されている。これによると 24 時間の自動車交通量は、白川鍋倉山で 10,520 台、宇治折居で 12,328 台となっている。

2) 鉄道

宇治市内及び城陽市内を通過する鉄道は、JR 奈良線、近鉄京都線、京阪宇治線及び京都市営地下鉄であり、事業計画地の最寄りの駅は、事業計画地の北側約 2.3km にある JR 奈良線の宇治駅である。

(6) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

1) 学校

事業計画地周辺では、事業計画地の西側約 1.2km 前後に立命館宇治中学校・高等学校、広野中学校、東城陽中学校がある。ごみの搬入ルート近くでは北側約 1.5km 先に菟道第二小学校がある。

2) 病院、保健医療施設、福祉施設、文化施設

事業計画地周辺では、事業計画地の南東約 0.8km に京都ゆうゆうの里、白川明星園、北側約 1km に宇治市文化センターが位置している。ごみの主要な搬入ルート近くでは、事業計画地の北約 1.5km に宇治市老人福祉センター、宇治市生涯学習センター、洛和グループホーム宇治琵琶がある。

3) 住宅

事業計画地最寄りの民家は、白川地区は事業計画地の東側約 350m であり、折居台地区は事業計画地の北側約 700m に、宇治地区は事業計画地の北北西側約 1.1km に、琵琶台地

区は事業計画地の北西側約1kmに、広野町地区は事業計画地の西北西側約900mに位置する。

(7) 下水道の整備状況

平成24年度末現在の下水道普及率は、宇治市で82%、城陽市で99%である。

なお、事業計画地が存在する宇治市の公共下水道は、宇治川の東側地域で宇治市単独で処理する東宇治処理区と、宇治川の西側地域で京都府木津川流域関連公共下水道として平成33年を完成目標に整備が進められている洛南処理区がある。

事業計画地は洛南処理区の公共下水道計画区域内に属しており、事業計画地最寄りの宇治市公共下水道の管渠は、京都府木津川流域下水道の向島幹線に接続し、八幡市にある京都府洛南浄化センターで終末処理された上で、宇治川に放流している。

(8) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況及びその他の土地利用計画

1) 用途地域の指定状況

「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づく用途地域等の指定の状況をみると、平成24年3月31日現在、用途地域は宇治市2,224ha、城陽市770haが指定されている。

なお、事業計画地は、宇治市の都市計画において市街化調整区域の指定及びごみ焼却場として都市計画施設の決定を受けている。

2) 土地利用計画の状況

「国土利用計画法」(昭和49年法律第92号)に基づく土地利用基本計画によると、事業計画地は主に森林地域であり、事業計画地周辺には森林地域、農業地域等が位置している。

(9) 文化財及び埋蔵文化包蔵地の状況

事業計画地周辺では、国宝・重要文化財(建造物)として、北東約0.9kmに白山神社拝殿がある。

また、埋蔵文化財包蔵地(遺跡)として、北東約0.4kmに山本遺跡がある。

(10) 環境の保全を目的とする法令、条例又は行政手続法第36条に規定する行政指導その他の措置により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 環境法令等による地域・区域等の指定状況

① 大気汚染防止法

事業計画地が位置する宇治市は、特定工場等に対する硫黄酸化物の総量規制区域として指定されている。

② 騒音規制法

事業計画地は、規制地域に指定されていないが、事業計画地周辺では北側から西側にかけて規制地域に指定されている地域が存在する。

③ 振動規制法

事業計画地は、規制地域に指定されていないが、事業計画地周辺では北側から西側にかけて規制地域に指定されている地域が存在する。

④ 悪臭防止法

事業計画地が位置する宇治市は、市の全域が規制地域として指定されている。

⑤ 水質汚濁防止法（昭和 45 年 法律第 138 号）

事業計画地が位置する宇治市は、指定水域（瀬戸内海）の水質の汚濁に関係ある地域として指定されている。

⑥ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年 法律第 110 号）

事業計画地が位置する宇治市は、瀬戸内海の環境の保全に関係がある地域（関係府県の区域）として指定されている。

⑦ 自然公園法（昭和 32 年 法律第 161 号）

事業計画地周辺では、北～北東側に位置する宇治川周辺が琵琶湖国定公園の一部に指定されている。

⑧ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年 法律第 88 号）

事業計画地及びその周辺は、鳥獣保護区に指定されている。

⑨ 森林法（昭和 26 年 法律第 249 号）

事業計画地周辺は、保安林に指定されている地域が存在する。

⑩ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年 法律第 103 号）

事業計画地周辺は、東側の白川地区が近郊緑地保全区域に指定されている。

⑪ 都市計画法

事業計画地周辺では、北～北東側に位置する宇治川周辺が風致地区に指定されている。

⑫ 文化財保護法（昭和 25 年 法律第 214 号）

事業計画地周辺では、北東約 0.9km に国宝・重要文化財（建造物）である白山神社拝殿がある。

⑬ 国土利用計画法

事業計画地は都市地域（市街化調整区域）に指定されており、周辺では農業地域や森林地域（地域森林計画対象民有林）が指定されている。

⑭ 城陽市地下水採取の適正化に関する条例（平成 9 年 城陽市条例第 5 号）

事業計画地は宇治市に位置するため本条例の対象外であるが、事業計画地周辺南側は城陽市であるため第 2 種規制地域に指定されている。

⑮ 砂防法（明治 30 年 法律第 29 号）

事業計画地周辺では北東側は白川、西側では名木川、中島川、南西側では大谷川が砂防指定地に指定されている。

2) 公害の防止に係る規制の状況

法令等に基づく主な規制基準等の適用状況を表 2-2.1 に示す。

表 2-2.1 法令等に基づく主な規制基準等の適用状況

区分	法令	規制基準等	事業との 関連性
大気汚染	環境基本法	環境基準	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、排出基準（ダイオキシン類）	○
	大気汚染防止法	排出基準・総量規制基準（硫黄酸化物）	○
		排出基準（窒素酸化物、ばいじん、塩化水素等）	○
	京都府環境を守り育てる条例	総量規制基準（硫黄酸化物、ばいじん） 排出基準（敷地境界線、排出口）	○ ○
騒音	環境基本法	環境基準	×
	騒音規制法	規制地域・規制基準（特定工場等、特定建設作業）	×
		要請限度	×
京都府環境を守り育てる条例	規制基準（特定工場等）	×	
振動	振動規制法	規制地域・規制基準（特定工場等、特定建設作業）	×
		要請限度	×
	京都府環境を守り育てる条例	規制基準（特定工場等）	×
悪臭	悪臭防止法	規制地域・規制基準（敷地境界線、排出口、排出水）	○
水質汚濁	環境基本法	環境基準（健康項目、生活環境項目）	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、排水基準（ダイオキシン類）	○
	水質汚濁防止法	排水基準（一律基準、総量規制）	○
		地下浸透基準	○
	瀬戸内海環境保全特別措置法	特定施設設置規制	×
	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例	排水基準（上乘せ基準）	○
	下水道法、宇治市公共下水道条例	下水道排除基準	○
京都府環境を守り育てる条例	排水基準 地下浸透基準	○ ○	
土壌汚染	環境基本法	環境基準	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	○
	土壌汚染対策法	指定区域、土地形質変更に係る汚染基準	○
その他	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	構造・維持管理基準	○
	京都府建築基準法施行条例	日影規制	×
	ダイオキシン類対策特別措置法	廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等	○
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	化学物質の環境への排出量・移動量の届出	○

3) 環境保全に関する計画等

① 新京都府環境基本計画（平成 22 年 10 月 京都府）

「京都府環境を守り育てる条例」に基づき、長期的な視点から京都府が目指す環境像、社会像を描くとともに、それを実現するための施策の基本的な方向を示している。

② 京都地域公害防止計画（平成 24 年 3 月 京都府）

環境基本法により、現に公害が著しい、又は著しくなるおそれがあり、かつ公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、公害の防止を目的として知事が策定する計画である。

なお、事業計画地の位置する宇治市は計画対象地域に含まれている。

③ 京都府地球温暖化対策推進計画（平成 23 年 7 月 京都府）

京都府では、「京都府地球温暖化対策条例」（平成 17 年 京都府条例 51 号）に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために策定している。

④ 総量削減計画（平成 24 年 2 月 京都府）

「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「水質汚濁防止法」に基づき、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第 5 条第 1 項に規定する区域において公共用水域に排出される水の汚濁負荷量についての発生源別削減目標量を達成するために定めた計画である。

⑤ 瀬戸内海の環境の保全に関する京都府計画（平成 25 年 9 月 京都府）

「瀬戸内海環境保全特別措置法」規定により策定した瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、京都府の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を明確にし、また実施する施策をより効率的なものとするため、中長期にわたる総合的な計画として策定したものである。

⑥ 京都府ごみ処理広域計画（平成 11 年 3 月 京都府）

ごみの適正処理を推進するため、市町村の範囲を府内 7 ブロックに設定し、それぞれのブロックごとに今後のごみ処理の方向性を示すとともに、広域化を図っていく上での課題等について、基本的な考え方を示したものである。

なお、当組合の管内は「南部ブロック」地域とされ、管内 3 市 3 町に京田辺市を加えたブロックとなっている。

⑦ 京都府循環型社会形成計画（平成 24 年 3 月 京都府）

京都府が推進する地球温暖化や自然環境の保全等の持続可能な社会づくりに向けた幅広い取組と連携しながら、循環型社会を実現していくための方策を明らかにしたものである。

⑧ 宇治市第 2 次環境保全計画（平成 25 年 3 月 宇治市）

宇治市では、「宇治市環境保全基本条例」（昭和 51 年 宇治市条例第 29 号）に基づき

「市民が健康で安全かつ快適な生活を営むための、良好な環境の保全及びその確保」を目指すため「宇治市環境保全計画」が策定されている。その後、地球温暖化や生物多様性へ関心の高まり、持続可能な発展に向けた社会づくりを目指す動きの活発化等、環境問題の変化を踏まえ、めざすべき都市像「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」を環境の面で実現するため「宇治市第2次環境保全計画」を策定し、その実現に向けての施策の方針や事業を体系化し、市、市民、事業者がとるべき行動を明確に示している。

⑨ 城陽市環境基本計画（平成15年3月 城陽市）

「城陽市環境基本条例」に基づく環境の保全・創造に向けた施策を、将来にわたって総合的かつ計画的に推進するための指針として策定している。

⑩ 宇治市景観計画

宇治市では、めぐまれた歴史的環境と豊かで美しい自然と調和したふるさと宇治の景観を保全し、市民と協働で快適でうるおいのある景観づくりを進めるため策定している。

なお、事業計画地は景観計画区域となっており、施設設置にあたり事前の届出が必要である。

第3章 環境影響評価方法書についての意見と事業者の見解

3-1 方法書の公告及び縦覧等

3-1-1 公告

(1) 公告日

平成 25 年 1 月 8 日 (火)

(2) 公告方法

平成 25 年 1 月 8 日 京都府公報 第 2438 号

(3) 周知方法

実施区域内住民等に環境影響評価方法書パンフレットを戸別配布等 (約 9,000 部) するとともに、事業者、宇治市及び城陽市の各広報紙 (各ホームページを含む) 及びラジオ広報 (FM うじ) に掲載等を行い周知した。

また、実施区域町内会、連合町内会、主要事業所に説明会の開催日程、周知方法を事前説明した。

3-1-2 縦覧

(1) 縦覧期間

平成 25 年 1 月 8 日 (火) から 2 月 7 日 (木) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(2) 縦覧時間

午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで

(3) 縦覧場所

縦覧は下記の 5 箇所で開催された。

- ・ 京都府文化環境部環境・エネルギー局環境管理課
(京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)
- ・ 京都府山城北保健所環境室
(宇治市宇治若森 7 の 6)
- ・ 宇治市市民環境部環境政策室環境企画課 (現 市民環境部環境企画課)
(宇治市宇治琵琶 33 番地)
- ・ 城陽市市民経済環境部環境課
(城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地)
- ・ 城南衛生管理組合施設部施設課
(八幡市八幡沢 1 番地)

3-1-3 説明会

説明会を下記のとおり4箇所で開催した。

- ・平成25年1月12日（土）午後7時～午後8時30分
宇治市生涯学習センター（参加2人）
- ・平成25年1月19日（土）午後7時～午後8時
宇治市中央公民館（参加3人）
- ・平成25年1月25日（金）午後6時30分～
城陽市福祉センター（※参加者なしのため中止）
- ・平成25年1月26日（土）午後2時～午後3時30分
宇治市生涯学習センター（参加7人）

3-1-4 意見書

（1）意見書の提出期限

平成25年1月8日（火）から2月21日（木）まで

（2）意見書の提出方法

「京都府文化環境部環境・エネルギー局環境管理課指導担当」宛へ書面による提出であった。

（3）意見書の提出状況

意見書の提出は1件であった。

3-2 方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

方法書は条例第 10 条の規定により平成 25 年 1 月 8 日から同年 2 月 7 日に縦覧を行い、同第 11 条の規定により同年 2 月 21 日までに提出された方法書についての住民等の意見は 1 通であった。以下にその概要とそれに対する事業者の見解を示す。

1 事業計画

住民等の意見	事業者の見解
<p>不燃ゴミとしていたプラスチック類も可能な限り焼却し、その熱エネルギーを活用して発電の徹底化を図るべきである。</p>	<p>本事業では、ごみの持つ発熱エネルギーを積極的に回収し、発電することで地球温暖化防止に寄与する計画としております。</p> <p>また、3R 推進のため、現在不燃ごみとして回収（収集）しているプラスチック類のうち、プラスチック製容器包装については、関係法令に基づき今後リサイクルする計画としております。なお、容器包装以外のプラスチックについては、従来どおり不燃ごみとして回収（収集）する計画としております。</p>
<p>焼却後の焼却灰はセメント工場用原料や海浜埋め立て用等に利用し、決して地域内の山林野へ埋め立て処分をしないよう要望する。</p>	<p>当組合における可燃ごみの中間処理後の焼却灰は、大阪湾広域臨海環境整備センターに搬入し、海面埋立され、港湾機能の拡充等に有効利用されております。今後においても、同センターに処分委託を行う計画であり、地域内の山林野等に埋立処分を行う予定はありません。</p>
<p>京都南部の広域清掃事業としての焼却炉を何故宇治市に設置され、宇治市の周辺住民だけがごみ焼却による被害に遭わなければならないのか。</p> <p>東京都のような一区一清掃工場方式にできないのか。できないのなら宇治市以外の行政から搬入車 1 台ごとの負担金を徴収するなどの方法も提案したい。</p>	<p>当組合には、宇治市にごみ焼却施設、城陽市にごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設・リサイクル施設、八幡市にし尿処理施設、久御山町に最終処分場を設置し、共同処理の理念により効率的かつ効果的に運営しております。</p>

2 その他の事項

住民等の意見	事業者の見解
<p>太陽が丘運動公園～白川峠間は、現在でも道路も狭小かつ渋滞し、公共バスなどは走行困難となり、バス待ち客も夏の日差し等で不満が多い状況がある。</p> <p>今後ごみが時代とともに増加し、清掃作業車も増加すると予想されるので、道路の拡幅・歩道ガードレール等設置、バス停留所の屋根設置を要望する。</p>	<p>当組合は、し尿の収集運搬・処理処分やごみの中間処理・最終処分などを事業内容としているため、当組合としては、要望にお答えできる立場にないものと考えます。</p> <p>なお、折居清掃工場の更新事業の実施により、ごみ収集車両の台数が大幅に増えることは想定しておりません。</p>
<p>3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底のため、学校での教育と自治体による市民への具体的な啓発を活発化するよう要望する。</p>	<p>3R 推進のための学校教育や住民への啓発については、自治体主体で取り組まれておりますが、当組合としても広報紙の発行、組合施設でのリサイクル工房・エコ教室の開催、さらには小学校の社会見学の受入れなど、啓発のための取り組みを積極的に行っております。</p>
<p>3Rの徹底のため、家庭ごみの廃棄、回収、処理が決して無料でないことを住民に認識させる必要があり、有価資源ごみ（金属、新聞、雑誌・雑紙、段ボール、空き缶、ペットボトル、ガラス瓶）、有害ごみ、燃えるごみ、不燃ごみ等多数に分類して、行政指定の専用ポリ袋あるいは回収容器などを用意して回収するべきと考えます。</p>	<p>廃棄物の回収（収集）は、当組合の構成市町において行われております。市町間で多少の相違はありますが、資源ごみの分別収集やそのための容器の設置などが行われ、また、ごみ袋についても、ごみの減量化及び適正排出などを目的に指定袋製の導入が図られております。</p>
<p>宇治市周辺の山間・丘陵地帯の道路や空き地周辺には、空き缶、ペットボトル、空き瓶などの不法投棄がみられる。</p> <p>自動販売機には回収容器は設置されているものの、ほとんど利用されていないため、上記ごみの散乱を減少させるため自動販売機設置台数1台当たり年間1,000円程度の課徴金を徴収してはどうか。</p>	<p>当組合は、し尿の収集・処理処分やごみの中間処理・最終処分などを事業内容としているため、当組合としては、判断できる内容ではないと考えます。</p>
<p>プラスチックの食品トレーやペットボトル等について、他の自治体ではこれらの回収を店舗自身が行っており、この広域自治体内でも条例を改正するなどをして、実施されることを提案する。</p>	<p>容器包装リサイクル法では、市町村等による分別回収（収集）・中間処理、容器製造業者及び使用者等による再商品化（リサイクル）を役割分担し、リサイクルが推進されております。</p> <p>構成市町により回収（収集）され当組合に搬入されたペットボトル等の容器包装については、容器包装リサイクル法に基づき適法・適正に中間処理を行い、資源として有効利用が図られております。</p>
<p>ごみをいかに発生させず、効率よく収集処理して、住民の生活・環境衛生を守るために考察すべき懸案事項について、市民、有識者を交えた会議を開催することを期待する。</p>	<p>廃棄物処理法において、市町村はその区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物処理等推進審議会を置くことができると規定されております。</p> <p>当組合の構成市町では（一部を除く）条例の定めにより当該審議会を設置し、その委員に市民や有識者を委嘱し、ごみの発生抑制や減量化等について審議されております。</p>

3-3 方法書についての知事の意見の概要及び事業者の見解

条例第13条の規定により、方法書についての知事意見が平成25年5月14日に事業者に送付された。

以下に知事意見とそれに対する事業者の見解を示す。

1 全般的事項

知事の意見	事業者の見解（素案・方針・課題）
(1) 評価に当たっては施設の建て替えによる環境影響の変化に着目するとともに、可能な限り環境影響を回避・低減する観点に重点を置き、調査等の手法を選定すること。	施設稼働時の工場事業場騒音・振動の予測結果（寄与）と現有施設の工場事業場騒音・振動の調査結果を比較し、現状の騒音・振動からの変化について評価する等、更新施設と現有施設の環境影響の変化について、可能な限り環境影響を回避・低減する観点に重点を置いた、調査及び予測評価の手法を選定しました。 （準備書「5-1-2 騒音」、「5-1-3 振動」参照）
(2) 必要に応じ、環境影響評価等についての技術的事項に関する指針（平成11年京都府告示第276号）第2の7に基づき、調査等の手法の重点化及び簡略化を行い、準備書においてその理由も含めて記載すること。	施設稼働時のごみ収集車等関係車両の運行に伴う大気・騒音・振動の予測については、現状と比べて将来（予測時期）の一般自動車交通量の増減が想定されず、また、ごみ収集車等関係車両の走行台数が現状と変わらない計画であるため、予測計算をせず、現況調査結果そのものを将来予測とする簡略化を行いました。また、自動車騒音予測で使用するASJモデルについては交通量の増加分から予測する手法に簡略化し、その旨、準備書に記載しました。 （準備書「5-1-1 大気質」、「5-1-2 騒音」、「5-1-3 振動」参照）
(3) 今後、調査等の結果や詳細な事業計画の策定により、新たな環境影響が明らかになった場合は、必要に応じ、選定された項目及び手法を見直すこと。	今回実施した調査結果や、新たに取りまとめた詳細な事業計画（要求水準書）を検討した結果、新たに調査や予測評価を行う必要のある環境影響評価の項目はありませんでした。 なお、煙突排出ガスの予測にあたり、大気拡散予測の条件となる風向・風速の設定に用いるため、周辺建物等地物の影響が少なくなるよう現有施設（工場棟）屋上での風向・風速の通年観測を追加しました。また予測手法についても、予測対象地域に谷型の地形が含まれていることから、大気質の移流拡散について地形影響を適切に予測評価するため、地形条件を取り込んだ三次元数値解析モデルを加味して予測を行いました。 また、方法書記載の主要搬入ルート以外の搬入ルートの有無、通行状況、沿道への影響等について関係市町にヒヤリング調査を実施し、主要搬入ルート以外で唯一パッカー車の通行実態がある道路について通行状況を把握するため、当該道路の沿道1地点で交通量調査を追加実施しました。 （準備書「5-1-1 大気質」、「5-1-2 騒音」、「5-1-3 振動」参照）

2 個別事項

(1) 大気質

知事の意見	事業者の見解（素案・方針・課題）
<p>施設の稼働による排出ガスの影響の評価については、北東方向の谷型の地形を勘案した手法により行うこと。</p>	<p>施設の稼働に伴う煙突排出ガスについては、予測対象地域に谷型の地形が含まれていることから、大気質の移流拡散について地形影響を適切に予測評価するため、地形条件を取り込んだ三次元数値解析モデルを加味して予測を行いました。（準備書「5-1-1 大気質」参照）</p>

(2) 景観

知事の意見	事業者の見解（素案・方針・課題）
<p>事業予定地周辺の主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響が把握できるよう、施設の視認状況について地図上に図示するとともに、その結果を踏まえ、調査地点の追加について検討すること。</p>	<p>調査地点の追加設定にあたっては、事前の現地踏査で宇治市景観計画の景観重点区域である白川地域や、宇治川付近の世界遺産等主要な眺望点からの視認状況について確認しました。この結果、宇治市白川鍋倉山の市道宇治白川線沿道の茶園と茶工場を視認可能な地点1地点を景観調査地点に追加しました。</p> <p>これらの結果を視認状況図にまとめ、準備書に記載しています。</p> <p>（準備書「5-5 景観」参照）</p>
<p>予測・評価に当たっては構造物の位置、色彩、形状、白煙の発生等について検討し、必要に応じ、色彩等に係る複数案の検討を行うこと。</p>	<p>構造物の詳細については、総合評価入札での事業者選定手続きの中で民間事業者から提案されたものにより明らかになり、詳細が具体化するのには落札者決定後となります。それは準備書作成後となる予定です。</p> <p>環境保全措置の検討に当たっては事業特性を踏まえながら周辺環境への調和に配慮できるよう、発注者として民間事業者の提案に反映できるよう取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>施設の色彩については、周辺環境の調和を念頭に、大地のアースカラーである薄い茶色と、明るく清潔なイメージで草木のアースカラーである生成り色の2色を想定し、フォトモンタージュを作成し例示しています。</p> <p>施設の位置は、現有施設を稼働しつつ車両・重機の通行・稼働を確保する条件としています。</p> <p>建屋の形状は、経済性に配慮しつつ周辺環境への調和に配慮した建屋、煙突の形状とするよう民間事業者働きかけています。</p> <p>白煙については、白煙実証試験結果、地球温暖化防止上の位置付け、他の検討事例を取りまとめて白煙の性質や地球温暖化防止上の効果を準備書の事業計画等に分かりやすく記載するとともに、環境保全措置の検討として地球温暖化防止を図りつつ白煙を見えにくくする施設面の工夫について民間事業者の提案に反映できるよう取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>なお、京都府総合運動公園管理者や宇治市景観部局に、白煙試験結果やフォトモンタージュを報告し、概ね了承を得ています。</p> <p>（準備書「1. 事業計画の概要」、「5-5 景観」「6. 環境の保全及び創造のための措置」参照）</p>

(3) 地球温暖化

知事の意見	事業者の見解（素案・方針・課題）
温室効果ガスの排出量の予測においては、ごみの燃料による発電による削減効果を見込むこと。	本事業では高効率のごみ発電設備を計画しており、温室効果ガスの排出量の予測においては、ごみ発電による削減効果を見込んでいます。 (準備書「5-7 温室効果ガス等」参照)

第4章 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目の選定は、「環境影響評価等についての技術的事項に関する指針」（平成11年4月13日、京都府告示第276号）に基づき、以下のとおりとした。

4-1 環境影響要因の抽出

対象事業の実施に係る環境影響要因は、本事業に係る工事の実施（以下、「工事中」という。）、土地又は工作物の存在及び供用（以下、「供用時」という。）において想定される事業活動の内容を検討し、抽出した。その結果を表4-1.1に示す。

表4-1.1 環境影響要因の抽出

環境影響要因		想定される事業活動の内容
工事の実施	造成等の工事による一時的な影響	現況地形の整地に際して造成工事を実施するため、裸地面の一時的発生がある。また、造成工事や工作物の建設工事に際して、建設副産物（残土等）の一時的発生がある。
	建設機械の稼働	造成工事や工作物の建設工事を実施するため、各種建設機械が稼働する。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工事用の資材及び機材の搬出入に際して、工事用車両の運行がある。
	雨水の排水	現況地形の整地に際して造成工事を実施するため、裸地面の一時的発生があり、降雨時に下流河川へ濁水が流出する可能性がある。
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び工作物の存在	新たに工作物が出現する。
	施設の稼働	ごみ焼却施設が稼働する。
	施設利用車両の運行	ごみ焼却施設への施設利用車両の運行がある。
	廃棄物の発生	施設の稼働に伴い、廃棄物が発生する。

4-2 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目については、事業特性及び地域特性を勘案して選定した。その結果を表4-2.1(1)～(3)に示す。

環境影響評価の対象として選定した環境要素は、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、土壌、日照障害、景観、廃棄物等、温室効果ガス等の10項目である。

表4-2.1(1) 環境影響評価項目の選定・非選定理由

影響要因の区分		工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用			環境影響評価項目の選定・非選定理由	
		造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形変更後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行		廃棄物の発生
環境要素の区分										
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境 大気質	二酸化硫黄					○		供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出される。この排出ガスに含まれている二酸化硫黄による大気質への影響を検討するため選定する。なお、工事中には建設機械の稼働や工事用車両の運行に伴う排出ガス、供用時には施設利用車両の運行に伴う排出ガスが排出されるが、燃料に含まれる硫黄分は非常に少ないため、排出ガス中に含まれている二酸化硫黄も少なく、大気質への影響は殆どないと考えられることから選定しない。	
		浮遊粒子状物質	○	○			○	○	工事中には建設機械の稼働や工事用車両の運行に伴う排出ガス、供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガスや施設利用車両の運行に伴う排出ガスが排出される。これらの排出ガスに含まれている浮遊粒子状物質による大気質への影響を検討するため選定する。	
		一酸化炭素								一酸化炭素の主な発生源は自動車排出ガスであるが、近年の自動車の性能改善により、全国的に環境基準は達成されている状況である。また、施設の稼働に伴う煙突排出ガス中に含まれている一酸化炭素も少なく、大気質への影響は殆どないと考えられることから選定しない。
		窒素酸化物	○	○			○	○		工事中には建設機械の稼働や工事用車両の運行に伴う排出ガス、供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガスや施設利用車両の運行に伴う排出ガスが排出される。これらの排出ガスに含まれている窒素酸化物による大気質への影響を検討するため選定する。
		ダイオキシン類						○		供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出される。この排出ガスに含まれているダイオキシン類による大気質への影響を検討するため選定する。
		光化学オキシダント								光化学オキシダントは窒素酸化物等が太陽光的作用によって複雑な光化学反応を起こして二次的に生成される物質であり、本事業によって直接排出される物質ではないことから選定しない。なお、光化学オキシダントの原因物質の一つである窒素酸化物は、窒素酸化物の項において選定している。
		ベンゼン								施設の稼働に伴う煙突排出ガス中にはほとんど含まれていないことが文献*で報告されていることから選定しない。なお、自動車排出ガス中には含まれている成分であるため、現況を把握するため調査は行うものとする。
		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン								本事業の実施に伴う主な発生源はなく、施設の稼働に伴う煙突排出ガス中にもほとんど含まれていないことが文献*で報告されていることから選定しない。
		有害物質（塩化水素、水銀）						○		供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出される。この排出ガスに含まれている主な有害物質の中では塩化水素及び水銀による大気質への影響を検討するため選定する。なお、他の有害物質については煙突排出ガス中にはほとんど含まれていないことが文献*で報告されている。
		浮遊粉じん	○							工事中には造成工事に伴い一時的に裸地面が出現し、粉じんの発生が考えられることから選定する。

注：文献*は「一般廃棄物処理施設からの未規制物質の排出実態及びその低減化に関する調査報告書」（平成11年、厚生省）

表4-2.1(2) 環境影響評価項目の選定・非選定理由

影響要因の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			環境影響評価項目の選定・非選定理由			
		造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形変更後の土地及び工作物の存在	施設の稼働		施設利用車両の運行	廃棄物の発生	
環境要素の区分											
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	騒音	騒音レベル	○	○			○	○	工事中には建設機械の稼働に伴う建設作業騒音や工事用車両の運行に伴う自動車騒音、供用時には施設の稼働に伴う工場・事業場騒音や施設利用車両の運行に伴う自動車騒音の発生があることから、その影響を検討するため選定する。	
		振動	振動レベル	○	○			○	○	工事中には建設機械の稼働に伴う建設作業振動や工事用車両の運行に伴う道路交通振動、供用時には施設の稼働に伴う工場・事業場振動や施設利用車両の運行に伴う道路交通振動の発生があることから、その影響を検討するため選定する。	
		悪臭	悪臭					○		供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガス、施設からの漏洩により悪臭が発生する可能性があることから、その影響を検討するため選定する。	
	水環境	水質	水質汚濁								施設の敷地内から発生する排水は、雨水の他、生活系排水と工場排水がある。生活系排水は原則公共下水道に排水予定とすること、工場排水の有機系排水と無機系排水は、施設内において排水処理後、積極的に再生利用等を図り、余剰水及び休炉時等で再利用できない場合は、公共下水道に排水することから、選定しない。
			水の濁り(SS)				○				工事中には造成等の工事に伴い一時的に出現する裸地面からの濁水が発生することから、その影響を検討するため選定する。
		水底の底質	底質汚染								施設の敷地内から発生する排水は、雨水の他、生活系排水と工場排水がある。生活系排水は原則公共下水道に排水予定とすること、工場排水の有機系排水と無機系排水は、施設内において排水処理後、積極的に再生利用等を図り、余剰水及び休炉時等で再利用できない場合は、公共下水道に排水することから、選定しない。
		地下水の水質及び水位	地下水の水質								
	地下水の水位										本事業では地下水の揚水を行わないことから選定しない。
	地質・土壤環境	地質及び地形	重要な地形・地質及び自然現象								造成等の工事による地形の変更は小規模であり、事業実施区域内には保全を必要とする重要な地形、地質及び自然現象は存在しないことから選定しない。
			地盤	地盤沈下							
		土壤	土壤汚染					○			供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出される。この排出ガス中に含まれている大気汚染物質の降下による影響を検討するため選定する。
	その他の環境	日照障害					○			供用時には事業実施区域内に新たな工作物が創出されることから、その影響を検討するため選定する。	

表4-2.1(3) 環境影響評価項目の選定・非選定理由

影響要因の区分		工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用			環境影響評価項目の選定・非選定理由	
		造成等の工事による一時的な影響	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	雨水の排水	地形変更後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	施設利用車両の運行		廃棄物の発生
環境要素の区分	動物	重要な種・注目すべき生息地							<p>現有施設敷地内で更新施設の建設をすることから、工事の実施に伴い現有施設敷地外の動植物の生息・生育場所への直接的な改変による新たな影響はない。供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガスが排出されるものの、類似施設による植物への間接的な影響の報告はなされていない。また、排出ガス中の大気汚染物質による植物の生育に対する間接的な影響は、文献*によると、二酸化硫黄が0.02ppm以上、二酸化窒素0.5ppm以上で生育に一部影響するとされ、それに比べて排出ガス中の濃度は充分低いものと想定される。これらのことから選定しない。</p>	
	植物	重要な種及び群落 植物生育環境としての土壌								
	生態系	地域を特徴づける生態系								
評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観				○			<p>供用時には事業実施区域内に新たな工作物が創出されることから、その影響を検討するため選定する。</p>	
	人の活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場							<p>事業の実施によって、人と自然との触れ合いの活動の場の直接的な消滅・消失又は間接的な利用上の制限をもたらさないことから選定しない。</p>	
評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物	○					○	<p>工事中にはコンクリートガラや廃プラスチック類等、供用時には施設の稼働に伴い焼却残さ、紙類等、補修工事に伴うろ布（バグフィルター）、耐火物等の廃棄物が発生することから選定する。</p>	
		建設工事に伴う副産物（残土等）	○						<p>工事中には建設副産物（残土等）が発生することから選定する。</p>	
	温室効果ガス等	温室効果ガス（二酸化炭素等）		○	○			○	○	<p>工事中には建設機械の稼働や工事用車両の運行、供用時には施設の稼働や施設利用車両の運行に伴い温室効果ガス（二酸化炭素等）が発生することから選定する。</p>
		オゾン層破壊物質（フロン等）								<p>事業の実施によって、オゾン層破壊物質（フロン等）の搬出入はなく、また設備機器にも含まれていないため選定しない。</p>
評価されるべき環境要素	歴史的・文化的景観	主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観並びに主要な歴史的・文化的眺望景観							<p>事業実施区域には歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観並びに主要な歴史的・文化的眺望景観の保全が必要なものは存在しないこと、事業実施区域周辺には歴史的・文化的景観に係る上記要素は存在するが現有施設敷地外の直接的な改変は行わないことから選定しない。</p>	
	埋蔵文化財	文化財、天然記念物等							<p>事業実施区域には文化財、天然記念物等の保全が必要なものは存在しないため選定しない。</p>	

注：文献*は「大気環境の変化と植物（門司正三他編）」（昭和54年、東京大学出版会）及び「環境汚染と指標植物（埜田宏著）」（昭和49年、共立出版）